

令和3年第1回

長与町議会定例会会議録

令和3年3月 2日開会

令和3年3月16日閉会

長与町議会

令和3年第1回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和3年3月2日

本日の会議 令和3年3月2日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総務部長 中嶋敏純君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 日名子達也君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 志田純子君
水道局長 辻田正行君	会計管理者 田中一之君
教育次長 山本昭彦君	総務課長 荒木秀一君
秘書広報課長 中村元則君	

会議録署名議員

12番 河野龍二議員 13番 吉岡清彦議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 12時04分

令和3年第1回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和3年3月2日（火）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	—	施政方針説明	
6	報告1	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	
7	報告2	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	
8	報告3	長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	
9	報告4	町道ニュータウン中央線舗装補修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について	
10	4	長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	
11	5	長与町空家等対策の推進に関する条例	
12	6	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	
13	7	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
14	8	長与町職員定数条例の一部を改正する条例	
15	9	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
16	10	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	
17	11	長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
18	12	長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	
19	13	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
20	14	長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	

日程	議案番号	件名	備考
21	15	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	
22	16	令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）	
23	17	令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
24	18	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	
25	19	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）	
26	20	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	
27	21	令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）	
28	22	令和3年度長与町一般会計予算	
29	23	令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算	
30	24	令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算	
31	25	令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	
32	26	令和3年度長与町介護保険特別会計予算	
33	27	令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	
34	28	令和3年度長与町水道事業会計予算	
35	29	令和3年度長与町下水道事業会計予算	

令和3年第1回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 3月2日（火） ～ 3月16日（火） 15日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
3	2	火	9 : 3 0	本会議	議長報告、行政報告、施政方針説明、報告事項 議案上程（提案理由説明） (全員協議会)
	3	水	9 : 3 0	本会議	一般質問（5名） (午前) 竹中議員・八木議員 (午後) 岩永議員・吉岡議員 金子議員
	4	木	9 : 3 0	本会議	一般質問（5名） (午前) 西田議員・内村議員 (午後) 安部議員・堤 議員 浦川議員
	5	金	9 : 3 0	本会議	一般質問（2名） (午前) 河野議員・松林議員 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	6	土	—	休 会	
	7	日	—	休 会	
	8	月	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	9	火	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	10	水	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	11	木	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	12	金	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	13	土	—	休 会	
	14	日	—	休 会	
	15	月	9 : 3 0	委員会	付託案件審査予備日
	16	火	9 : 3 0	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

1	14番	竹中 悟 議員 ① 公共施設建設について ② コロナ禍に対する町の対応について ③ 議員定数削減について
2	1番	八木 亮三 議員 ① 「遊び心のあるまち」づくりの具現化について ② 契約業務等の透明性の確保と情報公開について
3	10番	岩永 政則 議員 ① 40年ぶりの改革、小学校の40人学級を35人学級について ② 長与ニュータウンバス路線の変更について ③ 10年に一度の基本構想改定と長与町・時津町の合併による市制施行について
4	13番	吉岡 清彦 議員 ① 障害者の人たちの利用のため施設の充実や利用促進について ② 学校選択制の結果と地域活動について ③ 無戸籍者の現状と救済について
5	9番	金子 恵 議員 ① 協働の現状と今後の展開について ② 所有者不明土地対策について
6	3番	西田 健 議員 ① コロナ禍での町の取組みについて
7	7番	内村 博法 議員 ① 感染症対策等について ② 学校教育の課題について
8	6番	安部 都 議員 ① ソーシャルインクルージョンの理念に基づいたまちづくりについて ② ジェンダー平等社会実現について
9	11番	堤 理志 議員 ① コロナ禍により家計が悪化した世帯への対応について
10	4番	浦川 圭一 議員 ① コロナワクチン接種に係る本町の対応について ② 職員の分限・懲戒処分の指針の策定について
11	12番	河野 龍二 議員 ① 空き家対策について ② 就学援助拡充と学校給食無償化について
12	2番	松林 敏 議員 ① 避難所について ② 自治体アプリについて

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症予防のため議場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただいまから令和3年第1回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、12番河野龍二議員、13番吉岡清彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は本日から16日までの15日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。これで議長報告を終わります。

次に、請願陳情について申し上げます。請願、陳情につきましてはありません。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは早速、行政報告をさせていただきます。花のつぼみも綻ぶ季節となり、議員各位におかれましては御健勝のこととお喜びを申し上げます。さて、令和3年第1回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、大変御多用の中に御出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけですが、本議会におきましても、新年度の当初予算をはじめ多くの議案をお願いいたしております。長期間になることと思いますが、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。それでは令和2年12月から令和3年2月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に配布のとおり例年でしたら各種会議や消防出初式など、多くの行事が開催される時期でございましたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止や延期、書面決議での開催となっております。主要な部分のみの御報告とさせていただきます。まず12月1日にヤフー株式会社、そして、22日には株式会社CONNECT、株式会社EZAKIT JAPAN、そして翌月にも株式会社バカン、長崎県産業資源循環協会と災害時における協定を締結いたしております。本協定によりコロナ禍における災害におきまして、迅速に対応できる体制の強化が図られたところでございます。本協定が締結できたことは、町民の皆さん方の安心安全を担う本町にとりまして大変心強く、町民の皆様の安心感の向上にも寄与できるものと期待をしております。15日には国土交通省、大西副大臣が高田南土地区画

整理事業の現地を視察され、本事業の概要や整備状況につきまして説明を行ったところでございます。今後も本事業の早期完成へ向けて取り組んでまいります。1月に入りまして10日に予定されておりました成人式は、新型コロナウイルスの影響により中止といたしました。新成人による実行委員会メンバーと協力し、手づくり成人式として長与町オンライン成人式を新たに動画にて配信し、町内434名の新成人の皆様方にお祝いのメッセージを発信することができました。18日には、時津警察署との犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書の締結を執り行いました。被害者の方に寄り添い支える支援や連携協力を目的とする本協定を締結に至ることができましたことは、被害者の方々にとって心理的、身体的負担を軽減することができるものと期待をしております。2月に入りまして、4日に長与町介護保険運営協議会より長与町老人福祉計画第8期介護保険事業計画の答申をいただいたところでございます。本町としましても、地域包括ケアシステムの構築に向けて高齢者の方々が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域に密着した介護保険事業を目指してまいります。12月上旬から本県におきまして新型コロナウイルスの感染者数が急激に増加し、県下全域に特別警戒警報が発令され、また長崎市においては県独自の緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛とともに飲食店等に対して営業時間の短縮要請が出されました。現在の感染状況は一定落ち着いてまいりましたが、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、医療関係者の皆様の御協力を賜りながらワクチン接種業務を積極的に進めてまいります。以上が12月から2月にかけての行政報告でございます。次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せまして御参照いただければと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、施政方針説明を行います。施政方針説明の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

本定例会におきまして、令和3年度当初予算をはじめ、各種の議案審議をお願いするに当たり、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと考えております。新型コロナウイルス感染症の拡大による甚大な影響は、人々の生命だけでなく、経済や社会の状況、さらには人々の行動や意識、価値観にまで波及をしております。本町でも国の要請を踏まえ昨年3月2日からの町内小中学校の臨時休業をはじめ、公共施設の休館や利用の自粛要請、イベント等各種事業の中止や延期を決定いたしました。さらに、感染予防のための新しい生活様式の徹底のお願いなど、町民の皆様方には大変御不便、御負担をお掛けいたしておりますが、皆様方の命と健康、そして生活を守るためでありますことを御理解賜りたいと存じます。また、感染拡大防止と社会経済活動支援の対策には、一刻も早い対応が求められ

ましたので、補正予算等の決定におきましては、専決処分をはじめ、臨時会の開催など議会の皆様にも多大なる御理解と御協力を賜りましたことに改めて感謝申し上げます。

さて、我が国の経済の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあり、今後の先行きにつきましては、各種施策の効果等により持ち直しの動きが期待される一方で、国内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がありますと言われております。こうした中、政府は令和2年12月に「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進するとしております。具体的には、医療提供体制の確保と医療機関等への支援やワクチン接種体制の整備、デジタル改革、グリーン社会の実現や、防災、減災、国土強靱化の推進などの安心安全確保を重要な政策として考えております。

長崎県におきましても新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用、所得環境など厳しい状況にあります。さらに人口減少や高齢化が進み、2040年問題への対応も急がれております。一方で九州新幹線西九州ルートやIRをはじめとする様々なプロジェクトの進展により、町の佇まいは大きく変化し、産業構造も造船関連中心から航空機、半導体、海洋エネルギーなどの多様な産業によって支えられる構造へ変わろうとするなど、100年に一度とも言える大きな変革の時期を迎えております。また、新型コロナウイルス感染症を機に、令和2年の東京圏への転入超過数が前年に比べておおよそ5万人も縮小するなど、地方への大きな人の流れも生み出されていることから、この変化を大きなチャンスと捉え、県の活性化に結びつけていく姿勢を示しています。

本町におきましても新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得や企業収益の悪化により、歳入の根幹である町税が大幅に減少することが見込まれます。このような状況下ではございますが、町政運営におきましては、町民の幸せを確保し、拡充をして、「幸福度日本一の町をつくる」という思いに変わりはございません。令和3年度は、新たな長与町の基本構想と、その将来像を実現するための今後5年間の基本計画を示した第10次総合計画のスタートの年であります。この新しい総合計画は、令和元年度からおおよそ2年間にわたり町民の皆様とともに策定してまいりました。策定に当たっては、町民の皆様のご様な御意見や、長与の地域特性、これまでのまちづくりに対する評価も踏まえた上で、少子高齢化、人口減少社会においても豊かに暮らせる地方創生の動きを効果的に推進させるための「第2期長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含するとともに、持続可能な社会づくりのための目標であるSDGsとも整合したものと作り上げたものです。この第10次総合計画に基づき、これまでの「子育て」「教育」「健康づくり」を施策の柱に据え、さらに「遊び心」を取り入れた施策を展開するなど、活気と安らぎに満ちた持続可能な魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

続きまして、財政運営に関する諸情勢でございます。国は令和3年度予算編成に関しまして、「内外の経済動向や新型コロナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しな

から、躊躇なく必要な対策を講ずる」とする一方で、国、地方債務残高がGDPの2倍以上に膨らむ見込みがあるなど、厳しい状況にあるとしております。しかしその中でも、「経済あつての財政」との考えの下、「経済、財政一体改革を着実に推進し、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進する」としてしております。長崎県におきましても地方交付税等の減少や社会保障関係費等の増加とともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により県税収入等の大幅な減少が見込まれるなど、県の財政は大変厳しい状況にあることから、新型コロナウイルス感染症による影響等を十分に注視しながらも、収支の改善に力を注ぐとともに、より一層の事業の重点化を図るなど、効果的、効率的な事業執行と経費の節減に努めていくとしております。本町におきましても、ここ数年、経常収支比率は悪化しております。増加の一途をたどる社会保障関連経費や老朽化した公共施設等の維持管理経費に加え、一括施工を開始した高田南土地区画整理事業における単年度事業費の大幅な増加、そして未だ新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中で、引き続き感染拡大防止対策や新しい生活様式への対応など、新たな行政需要が発生することも見込まれます。これらを踏まえると、これまで以上に危機感をもって、さらなる経費節減に努めなければなりません。令和3年度は第10次総合計画の初年度でもあり、政策の優先、重要度を判断するとともに次の10年も意識しながら、長与町の将来、住民の幸せのために何をすべきかを常に念頭に置き、予算編成を行ってまいりました。今議会にて御審議いただく令和3年度一般会計当初予算の規模は143億2,313万2,000円、前年度比7.1%の増という状況でございます。

それでは、令和3年度における主要事業等につきまして所管ごとに説明を行います。まず、総務部でございます。令和3年度から第5次長与町行政改革大綱及び実施計画に基づいた行政改革を遂行し、事務の効率化、事業の充実、住民サービスの向上を目指し、効果的、効率的な行政運営に努めてまいります。また、人事評価制度や職員研修などを活用した職員の意識改革、人材育成を行うとともに、時間外勤務の状況及び業務内容の変化に応じた人員配置を継続して行うことで、行政需要の多様化など社会状況の変化に適切に対応し得る組織編成を図ってまいります。行政サービスにつきましては、デジタル技術やAI等の活用方法を研究し、住民の利便性の向上、業務効率化に繋がるICT技術の活用を推進してまいります。消防防災事業では、消防団の地域防災力の充実強化を図るために、消防装備の改善や団員の処遇改善を図ってまいります。災害対策時の新型コロナウイルス感染症対策として、避難所における手指消毒や検温の実施、間仕切りパーテーションの設置などを行い、町民皆様が安心して避難いただける体制に努めてまいります。また、防災対策として令和2年度に洪水ハザードマップを作成したことから、広くその周知を図り、活用していただくことで減災へ繋げてまいります。地域協働では、安全、安心な暮らしを支える最も身近な住民組織である自治会や各地区コミュニティの活動を引き続き支援するとともに、活動に対する理解の醸成と加入、参加の促進を図るため、広報紙やホームページ、また、若い世代に対しましてSNS等の各種媒体を活用

した情報発信に努めてまいります。交通安全対策事業では、季節ごとの交通安全運動を積極的に実施しつつ、関係団体と連携し、交通安全教育や参加体験型講習会等を開催し、交通マナーの向上と交通安全意識の高揚を図りながら、子どもと高齢者を交通事故から守る施策を行ってまいります。また、引き続き、高齢者運転免許証自主返納奨励事業を通して、高齢運転者による交通事故の減少にも努めます。防犯対策事業では、警察や地域の見守りの皆様の御協力をいただき、犯罪を未然に防ぐまちづくりに努めながら、不幸にも犯罪被害者等となった方へは、ワンストップによる被害者等支援を実施してまいります。なお、特殊詐欺等の被害防止に向け各種相談業務を行うとともに、町民の皆様に、よりタイムリーな情報提供ができるよう警察等と連携を行ってまいります。情報管理部門では、安定的な電算システムの運用管理を図るとともに、AI、RPA等のICT導入など庁内業務の効率化を進め、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。また、財政状況に鑑み、長崎県市町村行政振興協議会によるパソコンの共同調達に参加し、より安価に調達することで経費削減へと繋げております。契約管理部門におきましても、公用車の調達方法を見直したほか、庁舎をはじめとする公共施設の電力調達に関する入札を実施し、経常経費の縮減がなされたところでございます。引き続き、調達方法の見直しによる事務効率化と経費削減に努めるとともに、普通財産のうち低未利用地の売却を検討するなど、自主財源の確保を図りながら財政の健全化に努めてまいります。広報広聴部門では、リニューアルいたしました長与町公式ホームページを4月から公開いたします。アクセシビリティを高め、高齢者や障害のある方など誰もがホームページ等で提供される情報や機能を利用しやすいようにしたほか、スマートフォンやタブレット端末にも対応できるようにしております。今後もSNSなどと連携しながら、正確で即時性のある情報発信に努めてまいります。

次に企画財政部でございます。本町の新たなまちづくりの羅針盤となる第10次総合計画は、総合戦略を包含するものとして令和3年度からスタートいたします。人口減少、少子高齢化への対策のほか、人口減少社会においても活力ある持続可能な地域づくりを目指し、地方創生の観点を踏まえ各種施策に取り組んでまいります。本町への移住定住促進につきましては、移住希望者への情報発信やきめ細かな相談体制の整備などに努めるほか、結婚を希望する方に対して気軽に相談できる場や出会いの機会を提供するなど、関係機関と連携した効果的な取組を推進してまいります。平成28年に連携協約を締結した長崎市、時津町との1市2町による連携中枢都市圏につきましては、今月中に「第2期長崎広域連携中枢都市圏ビジョン」が策定されることとなっており、さらに充実した取組を推進してまいります。適切な役割分担による効率的、効果的な事業構築に加え、新たな領域での連携の可能性についても検討してまいります。また、公共施設の適正な維持管理につきましては、長期的視点による老朽化対策、適切な維持管理、修繕、更新等に伴うトータルコストの縮減、平準化を図るため、施設の現状や国の指針等を踏まえ、公共施設等総合管理計画の見直しを行います。財政運営につきましては、本町の財政状

況は社会保障費など裁量の余地がない経常的な経費が増大する一方、歳出に見合う財源を単年度の歳入で賄えない状況が続いております。さらに高田南土地区画整理事業の一括施工、教育関連施設の維持更新など、多額の経費を要する事業が予定されております。加えて、新しい図書館の建設に向けた動きや行政のデジタル化の推進をはじめとする「新たな日常」の構築、昨今の頻発化、激甚化している災害への対策なども求められております。こうした中で、財政の健全性を維持していくためには、地方自治法の本旨である「最少経費、最大効果の原則」に則り、これまで以上に職員一人ひとりの英知を集集して、持続可能な財政運営の堅持に努めてまいります。課税事務につきましては、町税が本町歳入の根幹をなすことから、課税客体的確な把握と適正かつ公正な課税に努めます。なお、令和3年度におきまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、厳しい経営環境にある中小企業者等に対し、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税の軽減措置を行うなど、国の制度動向と連動した課税対策を行ってまいります。収納推進業務につきましては、これまでも適正な債権管理に努め、収納率の向上と滞納繰越額の圧縮を実現してまいりました。引き続き、丁寧な徴収事務に努めるのはもちろんのこと、公平性の観点から、必要に応じて差押え等の滞納処分を実施し、安定的な自主財源の確保に努めてまいります。また、利便性の向上に繋がる納付環境の整備といたしまして、令和3年4月から一部の決済事業者ではございますが、町税や保険料、水道料金などのキャッシュレス納付が可能となります。

続きまして、住民福祉部でございます。誰もが健やかに生き生きと安心して暮らすことができるよう、子育てや住民福祉の充実と生活環境の向上を目指した取組を進めてまいります。住民窓口におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底に取り組んでまいります。また、行政の基盤となる住民基本台帳、戸籍及びマイナンバー関連等の情報セキュリティ対策を徹底するとともに、丁寧で信頼される窓口サービスの提供を行います。昨年より開始されました各種証明書のコンビニ交付サービスやマイナポイント事業のほかに、今後は各種健康保険証利用等、これからのデジタル社会への基盤となるマイナンバーカードの普及促進を図ってまいります。地域の環境づくりにおきましては、町民や事業者、近隣市町と連携を図りながら地球温暖化対策に取り組み、住みよい生活環境となるよう進めてまいります。廃棄物処理につきましては、温暖化対策にも繋がるごみの減量化や適正処理を長与・時津環境施設組合と連携を強化して取り組むことにより、循環型社会形成を推進し、環境への負荷ができる限り低減される社会を目指します。高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、権利擁護支援や成年後見制度利用促進などを中心的な役割として担う中核機関の設置を行います。地域福祉につきましては、福祉施策の基盤である地域福祉計画が最終年度となることから、これまでの取組について十分に検証を行うとともに、町民の皆様からの様々な御意見を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを軸に次期計画を策定してまいります。障害者福祉におきましては、令和3年度が第6期障

害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の実施初年度となることから、計画における目標の達成に向けて関係機関と連携を図りながら、障害の特性に応じた支援を進めてまいります。子育て支援業務につきましては、これまで優先課題として取り組んでまいりました保育の受け皿確保につきまして、国の子育て安心プラン並びに長与町子ども・子育て支援事業計画に基づき、令和2年度に認定こども園を整備いたしました。これで本町における保育の受け皿整備事業は完了となります。今後は需要と供給のバランスに留意しながら、保育の質の確保をはじめ、各種支援サービスの推進に努めてまいります。子育て支援に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策につきましては、保育所や放課後児童クラブ、病児保育などの子育て支援施設が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な経費を助成いたします。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、育児に対する孤立感や負担感の増加や経済困窮など、児童虐待のリスクが高まる恐れがあることを踏まえ、相談支援体制並びに子どもの見守りを強化いたします。母子事業では、出生後の全戸訪問を専門職で対応し、産後の早期支援に努めてまいります。健診事業や相談事業につきましても3密回避や新しい生活様式を取り入れ、安心して事業に参加していただけるよう、感染症対策を徹底しながら事業を継続しつつ、人数制限を設けている離乳食教室等については動画配信による情報提供にも努めます。子育て支援センターでは、外出を自粛している親子や里帰り中の親子でも参加ができるよう、リモートによる講座や座談会など積極的に取り組んでまいります。

続きまして、健康保険部でございます。感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症への対策を引き続き強化して実施してまいります。また、ワクチン接種につきましては、2月から職員を増員して配置し庁内の体制を強化するとともに、接種を望む住民が速やかに接種できるよう、町内医療機関と連携しながら十分な体制で臨んでまいります。健康づくりにつきましては、人生100年時代を迎え、町民の皆様が生涯にわたって心身ともに健康な暮らしを営めるよう「長与町健康のまち宣言」を柱とした町民総出による健康づくりに取り組んでまいります。中でも健康ポイント事業は、官民連携や健診未受診者等への着実な周知により2,000名規模へ参加者の裾野を広げております。このような取組に加え1か月にわたる長期イベントを年2回開催するなど、新たな視点での仕掛けを盛り込むことで飽きのこないイベントづくりを進めてまいります。また、令和3年度における健康ポイント事業の卒業者おおよそ800名が永続してウォーキングなどの健康づくりに取り組めるよう、その受け皿として民間活用を押し進めてまいります。健康寿命の延伸に向けた疾病、介護予防、フレイル対策など、高齢者の健康増進の取組といたしましては、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、虚弱な状態を改善する対策を含めた高齢者の健康づくりを効率的かつ効果的に推進してまいります。国民健康保険事業につきましては、医療費の増加による保険税の負担増に繋がらないよう、特に特定健診の受診率向上のためのPRの強化や後発医薬品の使用促進等に努めてまいります。介護保険事業につきましては、令和3年度から令和5年度ま

での3か年を計画期間として、長与町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定したところでございます。第8期計画では、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、本町の地域特性に即した効果的な事業の推進を図りながら、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で医療、介護、生活支援サービスを受けながら、安心して暮らせるまちづくりを目指す地域包括ケアシステムの深化、推進に引き続き取り組んでまいります。介護予防事業につきましては、地域における介護予防活動を担う人材の育成として、介護予防リーダー養成講座の実施や専門職が地域に直接出向いて助言等を行う地域リハビリテーション活動支援事業を実施してまいります。生活支援体制の整備につきましては、第1層協議体である「支えあい『ながよ』推進協議体」を中心として、住民相互の支え合い活動を推進するために、第2層協議体の立ち上げと地域課題の解決に向け取り組んでまいります。また、認知症対策として、認知症に対する地域の理解を深めるとともに認知症予防の推進、早期対応に取り組み、認知症の方やその御家族の支援に努めてまいります。

続きまして、建設産業部でございます。農業の振興につきましては、本町の特産品である柑橘の品質向上対策並びに優良苗木への更新事業や農産物直売所における安心、安全な農作物の充実に向けた野菜苗等の購入を補助する畑作物拡大事業、落葉果樹等苗木購入補助事業、有害鳥獣被害防止対策などを継続して実施し、農家の所得向上に繋げてまいります。また、スマート農業普及のための環境整備、耕作放棄地発生防止対策など、各種事業を展開してまいります。次に林業関係におきましては、里山林整備事業及び山地防災の強化に向けた治山事業など、今後も県当局の指導を仰ぎ事業を進めてまいります。水産関係では、ヒラメ、ナマコなどの稚魚放流事業に加え、子ども達の漁業体験など大村湾漁業協同組合と連携し展開してまいります。続きまして、商工観光関係では、商店街の賑わい創出及び新たな創業を支援するため、チャレンジショップの取り組みを継続して実施してまいります。また創業塾の開催、販路開拓支援事業など町内事業者の経営安定と販売力向上に向け、引き続き西そのぎ商工会と連携し各種支援事業を展開してまいります。雇用環境の充実や関係人口の創出として、ITなどのオフィス系企業の誘致やテレワーク施設について検討を行ってまいります。そのほか、長与川まつり、長与シーサイドマルシェでは、新型コロナウイルス感染症が落ち着きましたら、実行委員会と連携し町内外から多くの来場者で賑わうイベントとして、交流人口の増加と町の活性化に繋げてまいります。ふるさと長与応援寄附金事業では、長与町の取組事業などを紹介しながら返礼品となる地場産品のさらなる掘り起こしを行い、全国の皆様方に応援していただけるよう努めてまいります。次に建設関係でございますが、町道に架設されている橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づき年次ごとに詳細点検、修繕を行い、維持管理コストの縮減に努めてまいります。また、町道の維持管理につきましても、舗装の補修、打ち替えなどを計画的に行ってまいります。中尾城公園をはじめとする公園につきましては、幅広い世代が楽しめる憩いの居場所として多くの方が集い、遊べる

公園となるよう充実を図るほか、施設の長寿命化など計画的な維持管理に努めてまいります。町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき年次ごとに詳細点検、補修設計を行い、早期の修繕によるライフサイクルコストの削減に努めてまいります。都市計画道路西高田線につきましては、幅員が狭小な高田踏切から和楽団地入口付近の道路拡幅工事、並びに和楽団地入口付近から役場方面に向けての用地購入及び建物移転補償を進めております。本区間における交通の円滑化と歩行者の安全確保に向け、引き続き事業を進めてまいります。高田南土地区画整理事業につきましては、事業の長期化により地権者の方々には大変御迷惑をお掛けしております。事業の早期完成に向けた残工事の一括施工に関する工事請負契約が、受託施行者である長崎県において令和2年3月に締結されており、本年度は2年目でございます。区域内では大規模な土工事、道路工事、水路工事、宅地造成工事等が行われ、令和7年3月末完成を目指して本格的に動き出しております。今後も長崎県と緊密に連携し一日も早い工事完成を目指して事業を進めてまいります。

次に教育委員会でございます。心を育む教育と文化の創造のさらなる充実を目指して、次のような内容に取り組んでまいります。教育環境の充実といたしましては、まず長与小学校体育館の改修工事を行います。雨漏りが激しく、外壁塗膜のひび割れや浮き、一部剥落もあるため、体育館の屋根と外壁について改修を行い、学校施設の安全性と機能の確保に努めます。そのほか学校のトイレの洋式化や普通教室の照明をLED照明へ交換するなど、機能性と快適性の向上も図ってまいります。また、児童生徒一人一台の端末の整備や、全ての小中学校において高速大容量の校内ネットワークの環境が整い、ICTを基盤とした先端技術等を効果的に活用し、子どもの力を最大限引き出す学びを実現するためのGIGAスクール構想が本格稼働いたします。学校教育では、このGIGAスクール構想により整備された一人一台の端末を活用し、新しい学習指導要領により提示された能力を育成してまいります。具体的にはこれら端末の活用を通してドリル型ソフト、技能に関する動画等のコンテンツを利用した個別最適化された学びにより、学習指導要領に示された知識及び技能の獲得を推進してまいります。また、学習用ソフト、インターネットによる情報収集、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトによる表現活動などにも端末を活用し、思考力、判断力、表現力の育成を推進します。生涯学習では「出会い、ふれあい、学びあい」をモットーに、上長与地区公民館の浴場施設を改築し、地域の皆様方が気軽に集える交流の場としてのコミュニティホールを設置するほか、町民が主体的に生涯学習に取り組めるよう、各公民館等における講座の充実と自主グループ活動の育成、支援に努めながら生涯学習のまちづくりを進めます。また、いつでもどこでも気軽に読書を楽しむことができる、ながよ電子図書館の拡充にも努めながら、図書館の魅力を発信し、より一層の利用促進を図ってまいります。新しい図書館につきましては、新図書館整備計画検討委員会を立ち上げ、新図書館整備において指針となる基本構想や基本計画の改訂作業を行ってまいります。青少年の健全育成では、子ど

も達の休日の居場所づくりとして、毎月1回土曜日に開催しております地域子ども教室のほか、家庭教育学級やメディア安全指導等の充実を図り、家庭や学校、地域が一体となった青少年の健全育成に努めてまいります。文化芸術の振興では、長与三彩関連遺構の第1期発掘調査を行います。また、町民文化ホールの音響設備の入替工事及び外壁の改修工事を実施し、文化施設の適正な維持管理に努めます。スポーツの振興では、令和4年度から導入を予定しております施設予約管理システムのオンライン化に向けて、システムの改修を行います。オンライン化により、施設の予約や使用料の支払いにおける窓口での手続きが不要になるなど、利用者の利便性の向上を図ってまいります。また、遊び心のあるまちづくりの一つとして、大村湾を活用した海洋スポーツの企画、推進に努めてまいります。教育委員会では様々な取組を通じて、学校、家庭及び地域住民がお互いに手を携え、町民を挙げて子ども達の健やかな成長を育むとともに、誰もが生涯にわたって学び続け、生きがいを持って活躍できる地域社会の実現を目指してまいります。

最後に水道局関連でございます。水道事業及び下水道事業につきましては、安定したサービスを提供するため中長期計画等に基づいた事業の実施により、サービスの効率化、経営健全化等に取り組んでまいります。令和3年度におきましては水道課と下水道課を統合し、上下水道課とする組織機構の見直しを実施します。これにより窓口の一元化を実施し、町民に対するサービスの向上とともに組織のスリム化による経営コストの削減及び経営の安定化を図ってまいります。あわせて水道事業、下水道事業の連携による緊急時のマンパワーを確保し、対応力の強化も図ってまいります。上水道の整備につきましては、重要なライフラインの一つとして、安全で良質な水を安定的に供給することを最大の使命として取り組んでおります。水道施設の整備におきましては、高田南土地地区画整理事業の工事進捗に合わせた配水管の布設や老朽化した配水管等の布設替えを行い、計画的な耐震化を図ってまいります。また、浄水場運転管理業務委託の業務期間や取り扱い範囲を拡大し、効率的な運営に努めるとともに、漏水対策、水質管理に万全を期し、適切な維持管理を行ってまいります。経営基盤の強化におきましては、事業経営の基本計画である経営戦略の見直しを行い、経営状況の分析と将来を見据えた水道施設の整備計画や財政マネジメントの向上に取り組んでまいります。下水道の整備につきましては、町民の快適な生活環境を保持すると同時に大村湾の水質保全に寄与することが求められております。下水道施設の整備として、長与浄化センターにおきましては大村湾の水質を保全するために水処理施設の高度処理化を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づき汚泥処理施設の改築更新を実施します。管路施設におきましては、高田南土地地区画整理事業の工事進捗に合わせた污水管の布設を行い、ストックマネジメント計画に基づき調査した老朽化施設の修繕、更新に取り組んでまいります。また、包括的民間委託を推進することで、さらに民間事業者のノウハウを活用した効率的、効果的な運営に努めてまいります。

大変長くなりましたが、以上が令和3年度の町政運営に対する基本姿勢及び重点施策、

主要事業等でございます。私をはじめ、全職員一丸となって諸問題の解決に向け取り組み、「幸福度日本一のまちづくり」に邁進してまいりますので、議会をはじめ、町民の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で施政方針説明を終わります。

日程第6、報告1長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてから、日程第9、報告4町道ニュータウン中央線舗装補修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてまでの4件の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告1から報告4につきましては、所管より報告をさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

皆さんおはようございます。それでは、報告1長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分、報告2長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分及び報告3長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、一括して御報告をさせていただきます。本報告は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、令和3年2月13日に施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年2月12日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。改正の概要につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の特例として「新型コロナウイルス感染症」が「新型インフルエンザ等感染症」にみなし適用されておりましたものが、感染症法等の改正により「新型インフルエンザ等感染症」の定義に新たに追加されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

おはようございます。それでは報告4町道ニュータウン中央線舗装補修工事請負契約の変更に係る専決処分につきまして御報告をいたします。本報告につきましては、令和2年9月第3回定例会において議決をいただきました町道ニュータウン中央線舗装補修工事請負契約につきまして、当初の請負金額8,129万円に265万9,800円を増額し、請負金額を8,394万9,800円として契約変更の締結を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年2月8日に専決処分を行いましたので、同

条第2項の規定により報告するものでございます。今回の主な変更概要といたしましては、現地調査の結果、改良路盤厚に変更が生じたことにより、請負工事費を変更するものでございます。報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

場内の時計で、10時35分まで休憩いたします。

（休憩 10時19分～10時35分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第4号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例から、日程第21、議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例までの12件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第4号から第15号までの提案理由を申し上げます。議案第4号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきまして、令和2年公職選挙法の一部改正により、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図ることを目的といたしまして、選挙公営の対象が拡大されました。本条例は、法改正の趣旨に則して長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙公営を導入するために制定をするものでございます。第1条では本条例の趣旨につきまして、第2条から第5条までは選挙運動用自動車の使用の公費負担に関する規定でございます。第2条は、候補者の届出日から選挙期日の前日までの日数に6万4,500円を乗じて得た金額の範囲内で公費負担を行うことについて定めております。ただし、選挙公営を受けることができるのは供託物が没収とならない候補者に限られており、第6条及び第9条に規定する選挙公営についても同様となっております。第3条は契約締結及びその届け出について、第4条は公費負担額及び支払手続について規定しております。各契約区分の1日当たりの限度額は、一般乗用旅客自動車運送事業者と運送契約を行う場合は6万4,500円と定め、それ以外の者と契約を行う場合におきましては自動車の借り入れは1万5,800円、運転手の報酬は1万2,500円と定めております。なお燃料代は7,560円に候補者の届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額が限度額となります。第5条は選挙運動用自動車の使用の契約の指定に関する規定で、同一の日に一般運送契約とそれ以外の契約が締結されるときは、候補者が指定するいずれかの契約のみを適用することを定めております。第6条から第8条までは選挙運動用ビラの作成に関する規定でございます。第6条は選挙運動用ビラの作成につきまして、第8条に定める額の範囲内で公費負担を行うことを規定しております。第7条は契約締結及びその届け出について、第8条は公費負担額及び支払手続について

規定しております。公費負担額は1枚当たりの作成単価に公職選挙法で定められました枚数の範囲内で作成された枚数を乗じて得た金額となります。ただし、1枚当たりの作成単価の限度額は7円51銭、作成枚数の上限は公職選挙法に定められた枚数、町村議会議員選挙におきましては1,600枚、町長選挙におきましては5,000枚と定めております。第9条から第11条は選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する規定でございます。第9条は選挙運動用ポスターの作成について、第11条に定める額の範囲内で公費負担をすることを規定、第10条は契約締結及びその届け出について、第11条は公費負担額及び支払手続につきまして規定しております。なお、公費負担額は一枚当たりの作成単価にポスター掲示場の数の範囲内で作成された枚数を乗じて得た金額とし、作成単価の限度額は、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に16万5,000円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額、作成枚数の上限はポスター掲示場の数と定めております。第12条は委任に関する規定でございます。なお、附則につきましては、第1項は本条例の施行期日を公布の日からとし、第2項では本条例は施行日以降その期日を告示される選挙について適用することとしております。

続きまして、議案第5号長与町空家等対策の推進に関する条例でございます。本議案は空家等の適切な管理を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、町及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等に関する施策を推進するための必要な事項について定める条例を制定するものでございます。第1条は目的について、第2条では用語の意義につきまして規定しております。空家等の適切な管理を図るため、第3条では所有者等の責務、第4条では町の責務について規定しております。第5条は町民等による適切な管理が行われていない空家等の情報の提供について規定しております。第6条は空家等に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、空家等対策計画を策定することについて規定しております。第7条では空家等が緊急に危険を回避する必要がある状態にあり、かつ、その空家等を放置することが公益に反すると認められる場合は、危険を回避するために必要と認められる最低限度の応急措置を取ることを規定しております。第8条は警察や消防など関係機関との連携につきまして、第9条では委任についてそれぞれ規定しております。なお、附則につきましては本条例の施行日を令和3年4月1日としております。

続きまして、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、附属機関につきまして新たに追加するものでございます。まず、長与町空家等対策協議会につきましては、今後高齢化社会、地域の人口減少、建物の老朽化といった社会問題を背景に、空家等に関する問題が深刻化していくことが予想をされることから、空家等に関する対策の充実強化を図るために設置するものでございます。委員の構成は7人以内、任期は2年としております。次に、長与町学校事故調査委員会につきましては、学校事故の原因究明そのほかの詳細な調査及び再発防止を図るために、中立的な立場の外部の専門家による詳細な調査を実施するために設置するものでござい

ます。委員の構成は5人以内、任期は会期中としております。次に新図書館整備計画検討委員会につきましては、新図書館の整備に当たっての施設の指針となる基本構想及び基本計画の策定に係る提言、そのほか重要事項の調査及び審議につきまして、専門的、客観的見地からの意見を反映するために設置するものでございます。委員の構成は15人以内、任期は担任する事務が終了するまでの期間としております。なお附則につきましては、施行日を令和3年4月1日としております。

続きまして、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について新たに追加するものでございます。別表の町長の部に長与町空家等対策協議会の報酬額を新たに加え、教育委員会の部に長与町学校事故調査委員会及び新図書館整備検討委員会の報酬額を新たに加えるものでございます。附則につきましては、施行日を令和3年4月1日としておるところでございます。

続きまして、議案第8号長与町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、水道局における事務事業の集約化による組織体制の見直しに伴い、職員定数の内訳を変更し、水道局における職員定数を減員するとともに町長部局における職員定数を増員し、新規の行政需要や業務量の増加に対し柔軟に対応できる組織体制を構築するため、条例改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、第2条第2号中、町長の事務部局の職員181人を185人に改め、同条第3号中、公営企業の事務部局の職員24人を20人に改めるものでございます。附則につきましては本条例の施行日を令和3年4月1日からとしておるところでございます。

続きまして、議案第9号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、後期高齢者医療保険料の延滞金における端数調整に関し所要の改正を行うものでございます。第6条第1項の改正につきましては、延滞金を納付金額が2,000円以上であるときに限り算定することとし、延滞金額の100円未満の端数を、また、当該延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てるよう定めるものでございます。なお附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしておるところでございます。

続きまして、議案第10号長与町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険事業につきましては、介護保険法の規定により3年で1期となる事業計画により運営をしており、令和2年度は第7期計画の最終年度となっております。令和3年度から5年度までの3か年の事業計画を策定するに当たり、サービス見込量等を推計し、長与町介護保険運営協議会において御審議を賜り、長与町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定いたしました。本議案はこの計画に基づき、介護保険料の改定等について提案するものでございます。第14条第1項は、適用期間を令和3年度から令和5年度までとし、第1号から第9号までに掲げる第1号被保険者の保険料の額をそれぞれ改定するものでございます。第2項から第4項までにつきましては、第1項第6号から

第8号までの所得段階を区分する合計所得金額及び期間について、また、第5項から第7項までにつきましては、第1項第1号から第3号までの低所得者保険料軽減に係る保険料について改定するものでございます。第22条につきましては、保険料延滞金における端数調整の取り扱いに関し、所要の改正をするものでございます。介護保険料につきましては、計画期間中の3か年に係る第1号被保険者や認定者の推計を基に、第7期計画中の実績を踏まえながら介護給付費等を推計いたしております。これにより算出された第8期計画中の保険料基準額につきましては、介護給付費等準備基金を活用し月額5,300円といたします。第7期計画時の保険料基準額と比較いたしますと、今回の改定で月額5,400円からマイナス1.8%、100円のマイナス改定となっております。なお附則につきましては、第1項におきまして本条例の施行期日を令和3年4月1日とし、第22条につきましては公布の日からとしております。また適用区分といたしまして、第2項では第14条については令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の保険料につきましては、なお従前の例によることとしております。

続きまして、議案第11号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容としましては、第4条の基本方針におきまして第5項に高齢者虐待防止の推進、第6項に情報収集、活用による適切な介護支援の提供についての条文を追加。また、第6条第2項では主任介護支援専門員の事項に関する改正、第7条第2項では質の高いケアマネジメントを推進する上での改正を行うものでございます。第22条におきましてはハラスメント対策の強化に関する条文の追加。また第22条の2及び第24条の2を新たに追加し、それぞれ業務継続計画の策定等と感染症の予防及び蔓延の防止のための措置について規定しております。第25条につきましては運営規程等の掲示に係る見直しに関する条文の追加、第29条におきましては苦情処理に関する事項につきまして条文を追加しております。また、高齢者虐待防止のための措置につきまして、新たに第30条の2を追加、記録の保存等に係る見直しについて、第34条を新たに追加するものでございます。なお、附則につきましては、第1項において本条例の施行期日を令和3年4月1日とし、第2項、第3項及び第4項におきましては、それぞれの経過措置について令和6年3月31日までとしております。

続きまして、議案第12号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、第3条の基本方針において、第5項に高齢者虐待防止の推進、第6項に情報収集、活用による適切な介護支援の提供についての条文を追加、第20条では運営規程に関する条文の追加を行うものでございます。

第21条におきましては、ハラスメント対策の強化に関する条文の追加。また、第21条の2及び第23条の2を新たに追加し、それぞれ業務継続計画の策定等と感染症の予防及び蔓延の防止のための措置について規定しております。第24条におきましては運営規程等の掲示に係る見直しに関する条文を追加し、高齢者虐待防止のための措置について新たに第29条の2を追加しております。第33条に規定する具体的取り扱い方針につきましては、第9号を改正し、第12号及び第28号を追加、さらに省令に合わせて条の構成を変更しております。また、新たに第36条を追加し、記録の保存等に係る見直しについて規定いたしております。なお、附則につきましては、第1項において本条例の施行期日を令和3年4月1日とし、第2項、第3項及び第4項におきましては、それぞれの経過措置について令和6年3月31日までとすることとしております。

続きまして、議案第13号長与町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、及び議案第14号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、両議案とも指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、第3条の事業の一般原則におきまして第3項に高齢者虐待防止の推進、第4項に情報収集、活用による適切なサービス提供について、条文を追加するものでございます。なお、附則につきましては、第1項において本条例の施行期日を令和3年4月1日とし、第2項において条例第3条第3項の適用に係る経過措置を令和6年3月31日までとすることとしております。

続きまして、議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、今回の改正は、道路法施行令の一部を改正する政令に伴い所要の改正を行うものでございます。改正内容でございますが、占用料の額を定める別表を改めるものでございます。なお附則につきましては、施行日を令和3年4月1日としております。

以上が議案第4号から第15号までの提案理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第22、議案第16号令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）から日程第27、議案第21号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第16号から第21号につきまして、提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第16号令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）につきまして、予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は既定の予算総額から歳入歳出それ

ぞれ3億438万円を減額いたしまして、補正後の総額を191億1,700万9,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の1款町税では決算見込みにより町民税を減額、軽自動車税及び町たばこ税を増額計上いたしております。8款地方特例交付金は交付額の決定による計上でございます。11款分担金及び負担金は、長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金を額の確定により減額、また、農地災害復旧費地元分担金を増額計上いたしております。12款使用料及び手数料では決算見込みにより各施設の使用料及び各種手数料を減額計上。13款国庫支出金では決算見込みにより児童手当負担金、特別定額給付金給付事業補助金等を減額計上、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び国の補正予算に伴う道路橋りょう費補助金、都市計画費補助金を増額計上いたしております。14款県支出金では長崎県妊婦応援新生児特別定額給付金給付事業費補助金を計上、また、額の確定及び決算見込みにより、国民健康保険基盤安定負担金、個人県民税徴収取扱費委託金を増額計上、また、障害児通所給付費等負担金、農地災害復旧費補助金等を減額計上いたしております。15款財産収入では財政調整基金をはじめとする基金の運用収入を計上。16款寄附金では団体より寄せられました御寄附について計上させていただいております。3ページをお願いいたします。17款繰入金では財政調整基金繰入金、防災基金繰入金を減額計上。18款繰越金では令和元年度からの純繰越金の予算未計上分を計上。19款諸収入では高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託費を減額、退職手当負担金調整金、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金等を増額計上いたしております。20款町債では事業費の変動に伴う充当起債の増減額を計上。また、公園施設長寿命化事業充当起債、減収補填債を新たに計上いたしております。21款法人事業税交付金は令和元年度の税制改正により新たに導入された交付金を計上いたしております。

続いて4ページからの歳出の主なものを御説明申し上げます。1款議会費では費用弁償の減額。2款総務費では特別定額給付金、電算システム運用開発委託料等の減額及び減債基金積立金を増額計上いたしております。3款民生費では障害児通所給付費、放課後児童クラブ運営費補助金、児童手当を減額計上。4款衛生費では健康診査委託料等の減額及び下水道施設事業費負担金、長与町水道事業会計補助金を増額計上いたしました。5款労働費では再任用職員の配置に伴い館長報酬等を減額。6款農林水産業費では再任用職員配置による館長報酬等を減額、農村地域防災減災事業負担金を増額計上いたしました。5ページをお願いいたします。7款商工費では信用保証料補給補助金、長与川まつり補助金等を減額計上いたしました。8款土木費では町道等維持補修工事費、橋りょう維持補修工事費、街路整備工事費、公園整備工事費等を増額、土地区画整理事業特別会計繰出金等を減額計上いたしております。9款消防費では広域消防事業負担金を増額、一般備品購入費等を減額計上いたしております。10款教育費では教育振興基金積立金の増額及び決算見込みによる減額計上をいたしております。11款災害復旧費では決算

見込みによる減額計上をいたしております。6ページをお願いいたします。12款公債費では元金償還金及び利子を最終見込みにより計上。13款諸支出金では土地開発基金への積立金を計上いたしております。以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

続いて、7、8ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正では、2款総務費1項総務管理費住民基本台帳ネットワークシステム改修事業以下16件につきまして、年度内の完了が困難であると見込まれる繰越予定額をお願いいたしております。9ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正では、西彼中央土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証の追加をお願いいたしております。10ページをお願いいたします。第4表地方債補正では、道路橋りょう事業以下7件につきましては限度額の変更を、11ページの公園施設長寿命化事業以下2件につきましては追加をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第17号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,353万円を増額いたしまして、補正後の総額を40億9,100万5,000円とするものでございます。補正の主な内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の4款県支出金1項県補助金は、普通交付金の額の増額見込みにより2,500万円増額計上をいたしております。5款財産収入1項財産運用収入は財政調整基金積立金利子の実績により2万円を増額計上いたしております。6款繰入金1項他会計繰入金は149万円を増額計上いたしております。保険基盤安定繰入金の確定及び保健事業に対するその他繰入金の見込み額により増額し、財政安定化支援事業繰入金の確定及び事務費等繰入金並びに出産育児一時金の実績見込みにより減額するものでございます。次に歳出につきまして御説明を申し上げます。3ページをお開きください。2款保険給付費1項療養諸費は入院治療を伴う療養給付費の増加により1,500万円を増額計上いたしております。同じく2項高額医療費は入院件数の増加に伴い1,000万円を増額計上いたしております。5款基金積立金1項基金積立金は、財政調整基金への積み立てとして9,891万6,000円を計上いたしております。8款予備費の減額は収支の調整でございます。

以上が補正予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第18号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,616万3,000円を増額いたしまして、補正後の総額を5億5,551万6,000円とするものでございます。補正の主な内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料は、歳入見込み額により1,504万円を

増額計上いたしております。3款繰入金1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定により112万3,000円を増額計上いたしております。次に歳出につきまして御説明を申し上げます。3ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の確定及び保険料負担金の見込み額により1,616万3,000円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第19号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は保険事業勘定におきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ954万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を35億1,240万4,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入につきまして、3款国庫支出金2項国庫補助金は、令和2年度保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の額の確定により950万6,000円を計上いたしております。6款財産収入1項財産運用収入は、介護給付費準備基金の預金利息でございます。続きまして、歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。4款基金積立金1項基金積立金は、今回の歳入であります保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金、介護給付費準備基金預金利息に加え、第6期計画時剰余金を基金へ積み立てるものでございます。7款予備費1項予備費につきましては、既定額のうち第6期計画時剰余金に当たる3,716万円を基金積立金へ計上するため、同額を減額するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。

なお、議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第20号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,537万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を16億4,372万4,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入につきましては、1款1項国庫補助金を3億2,000万円、2款1項県補助金を6,400万円増額、また、3款1項一般会計繰入金を1億8,211万7,000円減額いたしております。主な内容といたしましては、国の補正予算を活用して高田南土地区画整理事業の事業費を増額することによる歳入予算の増額でございます。また、5款2項保留地処分金1,349万5,000円につきましては、高田南土地区画整理事業における保留地の売却実績に応じた増額でございます。次に歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款1項都市計画費を2億1,537万8,000円増額いたしております。主な内容といたしましては、歳入でも御説明を申し上げ

ましたとおり、国の補正予算を活用した高田南土地区画整理事業の事業費の増額によるものでございます。次に4ページをお開きください。第2表繰越明許費として高田南土地区画整理事業の事業費12億3,660万円を計上しております。主な内容といたしましては、高田南土地区画整理事業の一括施工について、令和2年度分の事業費を令和3年度に繰り越すものでございます。以上が今回の補正予算の主な内容でございます。

なお、議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をしていただきたいと思っております。

続きまして、議案第21号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、まず第2条業務の予定量におきまして（4）建設改良事業を6,991万8,000円増額し4億6,490万2,000円としております。うち補助対象事業を1億3,104万6,000円増額し3億6,732万6,000円としております。続きまして、第3条資本的収入及び支出の収入において第1款資本的収入を1億600万円増額し、収入総額を4億1,262万9,000円としております。また、支出において第1款資本的支出では6,991万8,000円を増額し、支出総額を6億6,353万4,000円としております。これは建設改良費において国庫補助金の補正予算が追加されていたことにより関連する事業費を増額し、それに伴い企業債及び国庫補助金も増額したものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,090万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,267万円、過年度分損益勘定留保資金6,154万1,000円及び減債積立金1億6,669万4,000円で補填する予定としております。続きまして、2ページをお開きください。第4条企業債につきまして、限度額を3,690万円増額し、2億1,590万円といたしております。こちらも国庫補助金の補正予算に伴う事業費の増額によるものでございます。

以上が補正予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに補正予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照をお願いします。

以上が議案第16号から21号までの提案理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第28、議案第22号令和3年度長与町一般会計予算から、日程第35、議案第29号令和3年度長与町下水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第22号から第29号につきまして提案理由を申し上げます。議案第22号令和3年度長与町一般会計予算につきまして、まず予算書の1ページをお願いいたします。令和3年度一般会計予算の総額を143億2,

313万2,000円といたしております。この予算規模は令和2年度と比較しまして9億4,796万9,000円、率にして7.1%の増となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから7ページまでの第1表歳入歳出予算に記載しておりますが、その主なものを御説明申し上げます。歳入の1款町税は42億5,628万9,000円を計上いたしました。これは前年度比3億1,394万3,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、個人町民税と固定資産税に大幅な減額が見込まれることが主な要因でございます。2款地方譲与税から5款株式等譲渡所得割交付金までにつきましては、これまでの決算額や歳入状況を考慮し計上いたしました。6款法人事業税交付金は令和元年度の税制改正により新たに導入された交付金でございます。令和2年度に21款として初めての収入がございましたが、地方自治法施行規則第15条第1項の規定により3年度以降は6款として計上することとし、以後の款が1つずつ繰り下がることとなりますので、御留意をいただきたいと思っております。7款地方消費税交付金はこれまでの決算額や歳入状況を考慮し計上いたしております。続きまして3ページをお願いいたします。8款環境性能割交付金はこれまでの決算額や歳入状況を考慮し計上をしております。9款地方特例交付金は、2項として新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を新たに計上しております。これは固定資産税の特例措置の拡充による減収を補填する国からの特別交付金でございます。10款地方交付税は、臨時財政対策債への振替額が大きくなることを見込み、普通交付税としての額を1億円減額しております。11款交通安全対策特別交付金は、これまでの決算額や歳入状況を考慮し計上をしております。12款分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の保育料など1億6,550万9,000円を計上しております。13款使用料及び手数料では児童福祉使用料、都市計画使用料、住宅使用料やごみ収集手数料など合わせて1億6,688万1,000円を計上しております。14款国庫支出金は障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び児童手当負担金などに加えまして、新たに新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金及び補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上しております。23億5,744万1,000円、前年度比2億2,746万7,000円の増額でございます。15款県支出金では長崎県事業継続支援給付事業補助金、衆議院議員総選挙、長崎県知事選挙に係る事務委託金など11億6,200万5,000円を計上、前年度比4,302万7,000円の増額でございます。4ページをお願いいたします。16款財産収入は501万4,000円を計上しております。前年度比400万円の減額でございますが、これは北陽台用地に係る土地貸付収入の減額によるものでございます。17款寄附金は、ふるさと長与応援寄附金を8,000万円と見込んで計上。18款繰入金では1項特別会計繰入金のほか、2項基金繰入金につきましては財源調整としての財政調整基金及び減債基金からの繰り入れと特定目的基金からの繰り入れを合わせ13億5,938万2,000円を計上いたしております。前年度比3億6,352万2,000円の増額で、財政調

整基金繰入金の増額が主な要因でございます。19款繰越金は前年度と同額の5,000万円を計上。20款諸収入は1億3,080万9,000円を計上、前年度とほぼ同額でございます。21款町債は18億5,680万円を計上、前年度比5億8,610万円の増額となっており都市計画事業債及び臨時財政対策債の増額が主な要因でございます。

次に5ページからの歳出につきまして、主な内容を御説明申し上げます。1款議会費は1億3,875万7,000円を計上、前年度比121万2,000円の減額となっております。2款総務費は13億5,955万4,000円を計上、前年度比3,581万5,000円の減額となっております。1項総務管理費での庁舎施設整備改良工事費の減額が主な要因でございます。3款民生費は56億1,428万9,000円を計上、前年度比1億7,683万9,000円の減額となっております。これは2項児童福祉費の保育所等整備交付金の減額が主な要因でございます。4款衛生費は13億3,188万4,000円を計上、前年度比1億9,875万5,000円の増額となっております。1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費、2項清掃費のごみ処理費の増額が主な要因でございます。5款労働費は4,068万6,000円で、前年度比428万2,000円の増額。これは働く婦人の家における空調機改修工事費の増額が主な要因でございます。6款農林水産業費は1億9,700万4,000円で、前年度比1,898万9,000円の減額でございます。これは固定資産管理システム導入業務委託料の減額が主な要因でございます。6ページをお開きください。7款商工費は2億169万5,000円で、前年度比1億486万9,000円の増額でございます。これは長与町事業継続支援金の増額が主な要因でありまして、令和3年1月から2月にかけて長崎県より県下全域に発令された特別警戒警報により影響を受けた事業者等に対しまして、支援金を支給するものでございます。8款土木費は23億905万1,000円で、前年度比6億7,918万5,000円の増額となっております。これは土地区画整理事業特別会計繰出金の増額が主な要因でございます。9款消防費は3億7,985万4,000円で、前年度比521万8,000円の減額となっております。これは洪水ハザードマップ作成業務委託料の減額が主な要因でございます。10款教育費は13億3,633万5,000円で、前年度比1億9,503万9,000円の増額となっております。これは長与小学校体育館改修工事費及び町民文化ホール改修工事費の増額が主な要因でございます。11款災害復旧費は1,558万5,000円を計上しております。これは近年の頻発する災害を考慮し、前年度比390万円の増額でございます。7ページをお願いします。12款公債費は13億7,525万1,000円の計上で、前年度比423万9,000円の増額でございます。続きまして13款諸支出金は318万7,000円で土地開発基金への積立金を計上、前年度比422万7,000円の減額でございます。これは北陽台用地の土地貸付収入の減額が主な要因でございます。14款予備費は前年度と同額を計上いたしております。以上が歳入歳出予算の主な内容でございます。

続きまして8ページをお願いいたします。第2表債務負担行為では、長与町都市計画

マスタープラン策定業務委託について期間及び限度額を定めておるところでございます。

9ページをお願いいたします。第3表地方債では、道路橋梁事業以下7件につきまして起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案のあとに当初予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第23号令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和3年度駐車場事業特別会計の予算総額は歳入歳出それぞれ665万9,000円とするものでございます。この予算額は前年度比より67万7,000円、9.2%の減額となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。第2条一時借入金借り入れの最高額は500万円と定めておるところでございます。それでは歳入につきまして御説明を申し上げます。2ページをお開きください。歳入の主なものといたしましては、1款使用料及び手数料1項使用料665万6,000円を計上いたしております。

次に歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費は655万8,000円を計上しておりますけれども、駐車場管理委託料が主なものでございます。繰出金は存目としております。2款予備費は10万円を計上いたしております。以上が当初予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第24号令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,278万6,000円とするものでございます。この予算額は前年度比2,430万5,000円、0.6%の減額でございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。第2条の一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定めております。第3条は歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは歳入より御説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。1款国民健康保険税7億7,178万8,000円は、被保険者数の減少等の影響により前年度比4,441万7,000円、5.4%の減額でございます。3款県支出金29億2,993万8,000円は、前年度比で2,129万9,000円、0.7%の増額でございます。主に保険給付費として県から交付されるものでございます。5款繰入金2億3,635万円は、前年度比12万1,000円、0.1%の減額でございます。7款諸収入420万8,000円は、前年度比1万円、0.2%の減額でございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費2,592万7,000円は、前年度比135万9,000円、5%の減額でございます。2款保険給付費28億7,723万5,000円は、前年度比1,191万8,000円、0.4%の増額でございます。3款国民健康保険事業費納付金9億5,657万円は、県内被保険者の療養給付費を一括して長崎県が負担するための財源として、提示額を長崎県

へ納付するものでございます。前年度比3,644万6,000円、3.7%の減額でございます。4款保健事業費6,793万円は、前年度比167万円、2.5%の増額でございます。5款基金積立金は存目計上しております。6款公債費は、前年度と同額の100万円を計上いたしております。4ページをお開きください。7款諸支出金412万3,000円は、前年度比8万8,000円、2.1%の減額でございます。8款予備費は1,000万円を計上しております。以上が当初予算の内容でございます。なお、議案のあとに予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第25号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算についての説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,233万1,000円と定めるものでございます。この予算額は前年度比2,506万9,000円、4.7%の増額となっております。

それでは歳入から御説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料4億5,793万4,000円は、被保険者数の増加に伴い、前年度比2,173万5,000円、5%増加しております。2款使用料及び手数料3万2,000円は督促手数料を計上いたしております。3款繰入金1億343万3,000円は前年度比327万8,000円、3.3%の増額でございます。一般会計からの繰入金として、事務費繰入金2,129万8,000円、保険基盤安定繰入金8,213万5,000円を計上いたしております。4款繰越金は存目で計上しております。5款諸収入93万1,000円は前年度比5万4,000円、6.2%の増額でございます。償還金及び還付加算金として92万6,000円などを計上いたしております。

続きまして歳出について御説明を申し上げます。予算書の3ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費220万7,000円は一般事務に係る経費を計上しております。2項徴収費159万円は徴収に係る経費を計上しております。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金5億5,660万7,000円は前年度比2,545万4,000円、率にして4.8%の増額でございます。主な要因といたしましては、被保険者の増加見込み等に伴い、保険料納付金が2,173万7,000円増加したためでございます。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金92万6,000円は前年度比5万4,000円の増額でございます。4款予備費は100万円を計上しております。

以上が当初予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第26号令和3年度長与町介護保険特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。令和3年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ29億267万5,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ3,113万7,000円といたしております。この予算規模は前年度と比較して、保険事業勘定が4億1,552万3,000円、12.5%の減。介護サービス事業勘定が362万1,000円、13.2%の増となっております。

それでは、歳入歳出につきまして保険事業勘定から御説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料では第1号被保険者の保険料6億9,740万円を計上いたしております。2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。3款国庫支出金1項国庫負担金は介護給付費負担金4億9,478万円を、2項国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金1億960万3,000円を計上いたしております。なお、保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金につきましては存目計上しております。4款支払基金交付金は第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金7億4,607万5,000円を計上しております。5款県支出金1項県負担金は介護給付費負担金3億5,777万3,000円を、2項県補助金は地域支援事業交付金3,224万1,000円を計上しております。6款財産収入は存目で計上しています。7款繰入金1項一般会計繰入金は介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、その他一般会計繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金4億4,071万円を、2項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金といたしまして1,400万円をそれぞれ計上いたしております。8款繰越金は1,000万円を計上いたしております。9款諸収入1項延滞金、加算金及び過料と2項町預金利子につきましては存目計上、3項雑入は第三者納付金、返納金及び雑入1万6,000円を計上しております。

次に支出でございます。3ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費は1,127万3,000円を計上いたしております。2項徴収費は納付書郵送に係る経費のほか、コンビニ収納手数料等を含め288万3,000円、3項介護認定審査会費は認定審査会及び認定調査に係る経費など3,697万8,000円を計上いたしております。4項趣旨普及費は介護保険資料作成として34万7,000円、5項介護保険運営協議会費は運営協議会開催経費36万2,000円を計上いたしております。2款保険給付費は、要支援及び要介護の認定を受けた方が利用するサービスに対する給付費で、26億2,324万3,000円を計上いたしております。3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費として1億2,008万9,000円、2項一般介護予防事業費は1,991万1,000円、3項包括的支援事業・任意事業費は7,657万7,000円をそれぞれ計上いたしております。4款基金積立金は介護給付費準備基金積立金として計上しております。5款公債費は30万円を計上。6款諸支出金は保険料還付金等で71万1,000円を計上。7款予備費は1,000万円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款サービス収入は地域包括支援センターが行う要支援1、要支援2の方のケアプラン作成及び総合事業対象者の方の介護予防ケアマネジメント作成に係る収入として3,113万5,000円を計上いたしております。2款繰越金及び3款諸収入につきましては存目で計上しております。次に歳出でございますが、5ページをお開きください。1款事業費1項指定介護予防支援事業費

は、包括支援センター専門員の報酬、居宅事業者へのケアプラン作成委託料など2,805万9,000円を計上いたしております。2項介護予防・日常生活支援総合事業費は介護予防ケアマネジメント作成委託料307万8,000円を計上いたしております。

以上が当初予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第27号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和3年度の予算総額を歳入歳出それぞれ16億9,373万5,000円として事業の推進を図りたいと考えております。歳入歳出予算の主な内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算により御説明を申し上げます。歳入につきましては、1款1項国庫補助金を3億6,241万2,000円。2款1項県補助金を7,500万円。3款1項一般会計繰入金を12億5,431万9,000円。4款1項繰越金を200万円、それぞれ計上いたしております。次に、歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款1項都市計画費を16億5,988万円計上いたしました。主な内容といたしましては、高田南土地区画整理事業に係る長崎県への事業委託料となっております。2款1項公債費は、起債償還金として3,185万5,000円を計上いたしました。最後に3款1項予備費として200万円を計上いたしました。

以上が当初予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに予算に関する説明書及び主要な施策に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いします。

続きまして、議案第28号令和3年度長与町水道事業会計予算につきまして、予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量といたしまして、令和3年度末給水戸数を1万5,926戸、年間総給水量を372万405立方メートル、1日平均給水量を1万193立方メートルと見込んでおります。また主要な建設改良事業の事業費として1億2,100万円を計上しております。第3条の収益的収入及び支出の予定額といたしまして、収入では第1款水道事業収益は8億300万1,000円を見込んでおります。主なものとして、営業収益の7億3,196万5,000円、内訳として上水道給水収益7億737万7,000円が主なものでございます。営業外収益では7,102万6,000円、内訳として長期前受金戻入7,087万9,000円が主なものでございます。そのほかに特別利益を計上しております。支出では第1款水道事業費用7億2,747万円を計上しております。主なものといたしまして、営業費用の6億9,670万1,000円でございます。主な内訳といたしまして、水道施設等の維持管理等に要する費用として、原水及び浄水費で2億6,424万円、配水及び給水費で8,677万9,000円。また減価償却費として2億2,919万1,000円などを計上しております。営業外費用では2,967万9,000円を計上しており、主に企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。そのほか特別損失、予備費を計上しております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額としまして、収入では第1款資本的収入2億2,

196万5,000円を見込んでおります。これは企業債1億5,800万円と分岐工事負担金などの負担金6,396万5,000円でございます。支出では、第1款資本的支出3億5,467万6,000円を計上しております。主なものは青葉台団地内配水管布設替工事及び高田地区（高田南）配水管布設工事などの建設改良費3億1,507万8,000円、及び企業債償還金3,759万8,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,271万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,136万9,000円、過年度分損益勘定留保資金9,941万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1,193万円を補填する予定でございます。2ページをお開き願います。第5条の企業債につきまして、水道施設整備の事業費に充てる目的で1億5,800万円の起債を予定しております。第6条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失間において予算の流用を可能とすることを願います。第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1億326万7,000円及び交際費10万円を予定しております。第9条のたな卸資産購入限度額につきましては、560万1,000円を予定しております。

以上が当初予算の主な内容でございます。なお議案のあとに、予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号令和3年度長与町下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第2条の業務の予定量といたしまして、令和3年度末排水戸数を1万5,950戸、年間総排水量を386万2,000立方メートル、1日平均排水量を1万581立方メートルと見込んでいます。また、建設改良事業として3億6,476万9,000円を予定しており、国庫補助対象事業として1億3,900万円を行う予定でございます。第3条の収益的収入及び支出の予定額といたしまして、収入では、第1款下水道事業収益を10億2,388万6,000円見込んでおります。主なものといたしましては営業収益では6億8,852万円。内訳として、下水道使用料6億8,405万7,000円が主なものでございます。営業外収益では3億3,525万7,000円。内訳として、他会計負担金1億500万円及び長期前受金戻入2億2,986万8,000円が主なものでございます。支出では、第1款下水道事業費を9億4,805万5,000円を計上しております。主なものといたしまして、営業費用の8億8,171万8,000円でございます。主な内訳といたしまして、下水道施設の維持管理等に要する費用として、管渠費、処理場費で3億1,387万2,000円。また減価償却費として4億7,077万4,000円などを計上しております。営業外費用では6,503万7,000円を計上しており、主に企業債利息及び消費税等に要する費用としております。そのほか特別損失、予備費を計上しております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額といたしまして、収入では第1款資本的収入3

億891万1,000円を見込んでおります。これは建設改良費への充当分として、企業債2億3,610万円、国庫補助金7,215万円、受益者負担金の66万1,000円でございます。支出では第1款資本的支出5億7,451万円を計上しております。主なものは、長与浄化センターの高度処理に関わる改築、更新事業及び下水道管路施設の新設、更新などの建設改良費3億6,476万9,000円、及び企業債償還金2億874万1,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,559万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,562万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2億3,997万8,000円で補填する予定でございます。第5条の債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、住民が借り入れた資金に対して令和4年度から令和8年度までの期間に金融機関へ支払う利息相当額を限度額とし、債務の負担を行う予定としております。上記事業に伴い借入資金に対する債務不履行時の損失補償として、借入金の償還期限到来後3か月を経過した日から履行の日までの期限につき、元金及び遅延利息の合計額を限度額とし債務の負担を行う予定としております。2ページをお開きください。第6条の企業債につきましては、建設改良費に充てる目的で2億3,610万円の起債を予定しております。第7条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失間において、予算の流用を可能とすることを願うものがございます。第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費7,960万3,000円及び交際費6万円を予定しております。

以上が当初予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに予算に関する説明書を添付しておりますので御参照願います。

以上が議案第22号から29号までの提案理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 12時04分）